

戦後黎明期における民生委員の活動

—茨城県旧行方郡武田村の動向をめぐって—

○ 新潟大学大学院 氏名 平 将志 (008732)

キーワード：民生委員、民生委員協議会、地方自治体

1. 研究目的

本報告の課題は、戦後黎明期における民生委員の活動実態をあきらかにするため、茨城県旧行方郡武田村を事例として検討することにある。

敗戦直後の日本は大量の失業者、内外地からの引揚者が流入するといった社会的緊張状態にあった。こうした状況下において、方面委員は、国民の「良き隣人」として要援護者の保護、指導にあたっていたが、1946年の民生委員令公布によって民生委員制度と衣替えをし、1948年に制定された民生委員法によって法令化されることとなった。これと前後して、民生委員は、生活保護業務のみならず、児童福祉法実施のさいにも、補助機関として重要な役割を果たしてきた。

当該期における民生委員(方面委員)についての研究は、方面委員令から民生委員法の制定までの変遷あるいは制度概要についてふれるにとどまっており、そのため、民生委員の活動実態についての検討は必ずしも十分ではなく、また、合議機関である民生委員協議会でいかなる問題について協議、検討されたかがあきらかではない。さらに、民生委員(方面委員)の活動が、戦前・戦後の「連続性」からみたばあい、その実態においてどのような特徴があるかについては論じられていない。本報告が対象とする武田村は、「県是模範村」とされ、典型的な農村として発展してきた自治体である。当該期は、戦後の混乱期にあたるため、資料の散逸が著しい時期であるが、武田村の資料についてはほぼ完全な状態で現存している。そこで、本報告では、前述した目的をあきらかにするために、おもに1945年から社会福祉事業法が制定されたころまでの時期について対象とする。

2. 研究の視点および方法

本報告は、戦後黎明期における民生委員活動について、茨城県旧行方郡武田村を事例として、旧武田村役場に所蔵されていた第一次資料にもとづき、民生委員の活動実態について検討する。本報告では、武田村における民生委員(方面委員)の活動について、戦前・戦後に「連続性」があるか否かについても考察する。

3. 倫理的配慮

前述のとおり、本報告では、上記課題をあきらかにするために、旧武田村役場所蔵の「民

生委員関係史料綴」、「民生委員協議会議事録」、「方面委員会関係綴」などの第一次資料を用いる。当該資料は、個人情報にたいして配慮が必要な資料であるため、関係者などの個人名が特定できないよう考慮した。また、前年度の日本社会福祉学会第62回秋季大会において報告した「被占領期地方自治体における生活困窮者救済」と関連を有する報告であるため、自治体名についても明記している。同資料所蔵機関には資料の閲覧申請をおこない、プライバシーについて十分配慮することを条件として、利用の了承を得ている。

4. 研究結果

本研究であきらかとなったのはつぎの点である。

第1、武田村では、1942年に方面委員の依属がなされ、敗戦後の1946年、同村村長は「本村ハ七部落三十増産班二分レ其々散在スル農家ヨリ為ニ分担区域内ノ要援護者ノ保護指導其ノ他援護事業ノ完璧ヲ期スル上ニ於テ七名ヲ最適トス」という理由から、方面委員の増員を地方事務所に打診し、その後、それまでの4名体制から7名体制へと増員が図られた。民生委員令公布後、民生委員の依属がおこなわれたが、依属者の職業は、僧侶2名、農業3名、獣医1名、澱粉製造業1名であり、民生委員協議会の委員長は方面委員時代から1951年にかけて同一人物が継続して依属されている。その活動をみると、各メンバーが個々の分担地域にわかれ、保護、指導を実施し、その結果について民生委員協議会にて報告がおこなわれている。第2、武田村の民生委員協議会では、定例会(月1回)における協議事項として各民生委員の分担区域内扶助該当者(生活保護)についての報告がなされ、協議の結果、保護開始・廃止の可否が決定されている。とくに、武田村では農地改革によって開墾された土地に旧満州からの引揚者が入植しているため、同入植者にたいする協議が多くなっていることが特徴としてあげられる。そのほかにも、物資の配給、被保護者の状況などが協議されていることからみて、民生委員協議会が戦後黎明期において、重要な役割を果たしていることがわかる。

5. 考察

武田村における民生委員(方面委員)活動は、一貫してほぼ同一メンバーによって担われており、また、「方面委員会関係綴」、「民生委員協議会議事録」における協議事項を比較検討し、その実態をみるかぎり、民生委員活動の「連続性」が示唆される。また、民生委員協議会の協議事項をみると、民生(福祉)事業における重要事項の決定は民生委員協議会によっておこなわれていることから、当該期には民生委員協議会に強い権限があたえられていたことが確認できる。ただし、こうした特徴が、はたして武田村のみに確認できることなのか、あるいは農村部において特徴的に生じたものであるのか否かについては検討の余地がある。